

設問1・問1解答例

(a)

宗教に関するデータ源としては、センサス(全数調査)、標本調査、宗教団体等による個別の調査、の3つがある(資料1)。(a)では、「文化庁が標本調査を行い、…『宗教年鑑』で公開」とある。しかし、『宗教年鑑』は、「各宗教団体・宗教法人からの申告に基づく信者数を集計して掲載している」(資料1)とあり、文化庁が標本調査をしているわけではないため、(a)は間違いである。(176字)

(c)

『宗教年鑑』の統計について、(c)は「非法人宗教団体に関するデータはまったく含まれていない」としている。資料2によると、『宗教年鑑』では、非法人宗教団体のみを有する包括宗教団体及び単立宗教団体は統計の対象外である。しかし、宗教法人と関連のある非法人宗教団体は統計の調査対象に含まれているので、「まったく含まれていない」とする(c)は間違いである。(169字)

(e)

資料3表では令和2年末の宗教法人数は神道系と仏教系で約9割を占める。(e)は日本の宗教人口についても「神道か仏教どちらかの信者でほぼ二分されている」と推測している。しかし、「我が国の信者数」の円グラフの総数は1.8億人、神道系と仏教系の合計は1.7億人で日本の総人口を超えている。したがって、神道と仏教の両方に属する信者が相当数カウントされていると推測されるため、(e)は間違いである。(189字)

(j)

在留外国人の宗教の信者数について、(j)は文化庁主導の調査を行わないとまったく把握できない、とする。しかし、法務省等の調査や国連等の統計を組合せると概要の把握は可能である。資料4表2より、例えば、フィリピン人の9割はキリスト教、タイ人の9割は仏教の信者であることがわかる。これに表1の在留数を乗じれば、おおよその信者数は推測できるため、(j)は間違いである。(175字)

設問1・問2 解答例1

(1)

④を選択する。日本では少子高齢化による労働力不足が深刻化しており、外国人材の受け入れ拡充が進んでいる。今後、数多くの外国人が定住者となるだろう。彼らは多様な宗教を信仰しているが、その中には日本社会で馴染みの薄い宗教もある(資料4)。外国人定住者を地域社会に受け入れ、多文化共生社会を実現するには、個々の市民が多様な宗教や、それに基づく習慣・文化を理解する必要がある。加えて、他者の信仰に配慮し、共生を実現する方法を市民自ら考え、実践していく必要がある。

こうした市民を養成するには義務教育段階からの宗教教育が必要だ。①では、特に外国ルーツの宗教への理解が進まない。②では、多様な宗教に対する理解は進むが、それを信仰する他者を尊重し、共生する方法を自ら模索する動機付けは育成されない。他者の尊重、多様な人々との共生を「人間形成にとって不可欠な価値(資料5)」として、情操教育で教えるべきだ。とはいえ、知識がないと、具体的な共生の方法を考えられないので、③だけでも不十分だ。以上の理由から④を選択する。

(448字)

(2)

多文化共生社会を実現するには、市民が多様な宗教を理解し、様々な信仰を持つ人と共生する方法を主体的に考える力を身につける必要がある。この力を特に必要とするのが、地域や学校・職場で外国人と接する機会の多い若い世代で、彼らへの継続的な教育が必要だ。

まず(b)の学習を行う。日本社会では、日常生活の中で宗教を意識する人が少ないので、自分の生活圏や趣味などを起点に、日常生活と宗教の結びつきを自覚することから始める。たとえば、年中行事と宗教の関係、ポップカルチャーなどの文化の中に見られる、仏教や神道の考え方を調査しながら学ぶ。次に(c)を学ぶ。在留外国人の宗教やそれに基づく慣習や文化を学ぶと共に、地域にある宗教施設を見学するなどして、宗教と個人の生活の結びつきを実感する機会を作る。その上で(j)を学ぶ。共生の意義や理念を理解すると共に、それを「自分ごと」として捉え、共生の方法を自ら考える力を育成する。たとえば、自分の住む地域で宗教の違いによって起き得る問題を考え、その解決策を話し合うことができる。(442字)

設問1・問2 解答例2

(1)

私は、公立学校の中学生に対する宗教教育を、知識教育としてのみ教えるべきだという②の立場を支持する。

①の「一切教えるべきではない。」という考え方は採るべきではない。社会問題化した宗教団体の活動や宗教全体への偏見の加害者にも被害者にもならないため、また、異文化を尊重する態度を育成するために、宗教教育は不可欠であるからだ。

宗教教育を行うにあたり、内面や魂の経験や表現を不可欠とする宗教の側面を鑑みて、情操教育を重視する考え方があるだろう。しかし、「特定の宗教と結びつかない宗教的情操はありえない」(資料5)という批判は重要だ。情操教育は、ある価値や内面に対する「心構え」(資料5)の育成を免れず、どこまで留意しても、教育者の誘導の危険を免れない。とりわけ在留外国人の宗教事情は複雑だ(資料4)。人の尊厳に関わる宗教教育は、感性に踏み込むことなく、知識教育にとどめるべきだ。(384字)

(2)

12から25歳程度の青少年に対しても宗教教育は、歴史と人権の知識教育にとどめ、a・i・hを教えたい。

宗教団体が社会問題を起こすと、新興宗教は危険だと片付けられ易い。しかし、発生当初は三大宗教も新興宗教であったという視点から弾圧や悲劇が繰り返された歴史を客観的に学び、感情の高まりを誘発し得る宗教の特性や、宗教が成熟・定着して社会と折り合いをつけるための条件を、信仰する者も信仰しない者も理解・共有すべきだ。

人権の基礎知識は憲法だ。憲法は、思想良心の絶対不可侵と信教の自由の保障を規定する。前者は、活動として外部に表現される場合、他者の人権との関係において一定の制約を受ける(公共の福祉)。後者は、特定の宗教団体に対して特権の享受や政治上の権力を行使したり、宗教活動に参加したりすることが、国に対して禁じられる(政教分離)。宗教が他者の生命財産を侵害してはならないことや、他者の信仰を文化として尊重することに加え、信仰しない自由を尊重する態度の育成に繋げたい。(427字)

設問1・問2 解答例3

(1)

公立学校の中학생に対する宗教教育は③「情操教育としてのみ教えるべきである」が適切だ。広く生命や自然、他者を尊重する姿勢を培うことが宗教教育の目的であるからだ。日本社会における「宗教」のあり方は、正月は初詣、盆は墓参りと非常に寛容である。仏教系と神道系の信者数合計だけで約1億7千万人、日本の総人口を超える(資料3)ことから、寺の檀徒としても神社の氏子としても計上される人が多く、またその人々が特定の教団の信者として熱心に活動しているとは限らない(問1、設問文)状況が窺える。この状況下で、「生命の根源に対する畏敬の念」(資料5)、たとえば「お天道様が見ている」と行動を律するような、特定の宗派とは結びつかない公德心が養われるのではないか。しかし、家庭や地域の教育力は血縁や地縁の希薄化によって低下している。それを教育課程で補うことは可能だし、意義があろう。知識教育によって上記のような社会的規範を獲得するのは困難なので、知識を詰め込むことではなく情操教育に時間を費やすべきだ。(438字)

(2)

中学校で宗教情操教育を行い、高校以上でa、b、fを教、身の周りの様々な宗教や信仰の意味を知ることで、自分と異なる他者への偏見を持たずにすむのではないか。(1)で述べたように日本人の宗教理解は緩やかで、宗教が生活に溶け込んでいる。高校生なら歴史や地理でaを、課題研究でb(日本人の暮らしと宗教の関わり)を学べる。たとえば地元の祭りを調べて神事の側面を知れば、平穏な日常を願う人々の思いを理解できる。また、宗教に関する報道はしばしば犯罪がらみで、それが偏見を生む。たとえばイスラームはテロ行為の印象が強いが、インドネシアなどアジア諸国から日本に来ている人にも信者は多く(資料4)、彼らは生活全般でイスラームの戒律に従いつつも穏やかに暮らしている。一括りに危険視し、差別することがあってはならない。fを社会科で学ぶことに加え、九州大学の学食でハラール食が出されイスラーム信者への配慮を知ることができる例のように、生活環境の中で宗教知識を提供することも有効だろう。(428字)

設問1・問2 解答例4

(1)

公立学校の中学生に対して、①宗教について一切教えるべきではないとの立場を私はとる。宗教に関する知識教育は、「公立」「中学生」を意識すると、特定宗教への偏りを恐れて深入りしないため、表面的で一方的な情報伝達に留まりがちである。それは生徒にとって断片的な知識にすぎないから、あらかじめ得ている世俗主義的な知識を捉え直す機会にはつながらず、かえって、中途半端な理解による宗教についての無知が強化されかねない。

また、宗教的情操教育は、むしろ重要なことではあるが、「いま」を生きている中学生にとって、生命尊重といった観念的な内容より、いじめ問題の現実の方が切迫している。さらに言えば、宗教教育の場は学校に限られない。信仰に篤い家庭では、日常的に情操的な教えがなされている。信仰に勤める大人の背中が、中学校の授業より、ときに雄弁であろう。中学生にとって考える契機となりにくい現行の宗教教育は退場すべきである。(398字)

(2)

18歳が成年年齢となり、契約に伴う自己責任が問われるようになった。そこで、青少年の中でも高校生以上に対し、さまざまな選択の当事者であるという意識を求める宗教教育を行っていくのがよい。まず、g.諸外国の宗教事情や e.カルトに関する情報を教える必要がある。グローバル社会においては、各国の宗教と歴史、そこにおける考え方や風習を知らないと、差別主義に陥りかねない。また、各自がカルト教団と一線を画すことはもちろん、宗教二世の置かれた境遇を知り、差別を行わないためにも、カルト教団の手口や被害などの情報を知ることは、社会的な責任主体になる上で必須の知識である。

さらに、d.日本における宗教の社会貢献について教えるべきである。宗教は、個人の内面の信仰にとどまらず、ボランティア等を通して自他を結びつける糸になり得る。宗教の提供する居場所によって、個々人が社会につながり留められるという、宗教の持つ中間団体としての役割を教えることは、各自の生き方を豊かにするだろう。(422字)

設問2 解答例1

問1

(1) 図1のように放射線被ばく量が100mSvを超えるとがん死亡リスクが増加するが、図2に見られるように事故の際には高い放射線量が生じるため、その地域の住民は限量を超えて被ばくしないように避難しなければならない。風向きや地形による偏りはあるが、80km圏内では多くの地域で放射線が観測される。図3のように玄海原子力発電所は人口の多い福岡市と50kmも離れていないため、状況によっては県境を越えた放射性物質の広がりによる大規模な住民の避難が必要となり、社会活動に大きな負荷を与える。

(2) 放射線被ばくによるリスクは人間以外の生物にも及ぶし、復興のため汚染土壤の除去などの作業が行われれば、生態系が大規模に破壊される。動植物は避難も容易でないため、独自の希少な生態系のある地域のリスクが高い。それらの保護も国立公園の役割だが、玄海原子力発電所の西には西海国立公園、川内原子力発電所の北には雲仙天草国立公園があり、放射性物質が到達する危険がある。

(3) 火山が噴火すれば火砕流や火山灰が原子力発電所を破壊する危険があり、活火山だけでなく活動を再開する可能性のある第四紀火山もリスク要因であるが、図4のように九州には多数の火山がある。玄海原子力発電所は火山から離れているが、川内原子力発電所は近隣に第四紀火山があって堆積物も到達しており、リスクが高い立地である。

図6の活断層は地震の発生源となり、岩盤が破碎して不安定なため、活断層近くの発電所は地震で損壊するリスクが高い。また、全ての活断層が把握できているわけではなく、特に海底には未知の活断層が多いと考えられる。図7に九州の震源分布が示されているが、熊本県を中心に震源の浅い地震が多数発生している。いずれの発電所の近くでも地震が生じているが、特に川内原子力発電所は近くの海底に活断層があり、熊本の地震多発地帯にも近いため、地震のリスクが高いとわかる。

図8の地すべりは九州の各地で発生しているが、2つの原子力発電所は地すべり地形から離れたところにあり、このリスクは低いと考えられる。(867字)

問2



(1) 最終処分場の場所としては、長期間にわたって安定した岩盤であり、処分後に放射性物質の漏洩する事故の危険が少ないところが求められる。図5の活断層や図6の震源の近くは地層が動く危険があり、図7の火山の近くはマグマの高温で保存容器が破損することが危惧される。建造が希少な生態系への影響を及ぼさないように、図4の国立公園も避けるべきである。A、Bはこれらから離れた場所である。

Aは図3より宮崎県延岡市という比較的人口の多い都市に近いものの、深い地層への埋設では発電所の事故のような広範囲への汚染は起こりにくいことから、市街地を避けた施設は許容される。

Bは図8の地すべり地形のある山地であるが、危険な斜面を避けて地上施設を作り、深い地層に埋設すれば影響は少ないと考えられる。

(2) 候補地を絞り込むためには、地下に関するより詳細なデータが求められる。特に問題となるのは地下水で、高温で酸性度の高い温泉水は保存設備を腐食する危険がある。また、近くに鉱物や化石燃料などの資源のある場合は、処分場がその開発を困難にするため、将来の利用可能性も考慮して調査せねばならない。

Aは海岸に近く廃棄物輸送に便利だが、作業中に津波が発生した際の対策が十分に取れるかが問題となる。また、数万年の間には海水面が大きく上昇する可能性もあり、水没したときの地下の状況に関するデータも必要だ。

Bは廃棄物を長距離輸送するための経路が確保できているかのデータが求められる。隆起と侵食で地下の地層が地表に現れる可能性がないか、漏洩した放射性物質が地下水によって広範囲を汚染する危険がないかなどが問題となる。

行政主導で過疎地域に補助金を与えて迷惑施設を押し付けるといった短期的な視野に基づくやり方では、最終処分場を長期間にわたって安定的に運営できない。技術的に不確定な要素や新たなデータ、社会状況の変化によって、現在の前提条件が変わる可能性もある。そういう変化にも対応するためには住民との協力が必要で、それぞれの地域のコミュニケーションの状況も重要なデータである。(856字)

設問2 解答例2

問1

(1)原発事故により生活圏が汚染されると、そこに住む人々は放射線を浴び続けることになる。屋内で過ごす影響を考えずに単純計算をすると、たとえ $1\mu\text{Sv/hr}$ の放射線量でも、年間約 8.76mSv の被曝量になり、1人当たりの年間自然放射線量約 2.1mSv (図1) を大幅に上回る。そのため、事故が発生すると、近隣住民は避難をせざるを得ない。しかもセシウム137のような半減期が長い核種では汚染の影響は長く続くため、除染作業が終わるまで戻れず、長期的な心身の負担への多い避難生活となる。図3より15万人以上の人口を抱える自治体が50km以内に多く存在する玄海原発で事故が起きれば、人や社会への影響は特に大きい。事故発生時に複数の行政が連携できなければ、避難が遅れる人々も大量に現れる。人口が多い自治体では住民の避難先を確保することも難しい。一方、川内原発の近隣は玄海原発よりも避難場所があるが、漁業や水産加工業を生業としている住民も多いため、働く場を奪われ、海も汚染され、将来の見えない閉塞的な状況を強いられる。

(2)住人が長期間避難することで里山のバランスが崩れ、特定の野生動物が増えすぎることや、汚染された植物・農作物を食べて生物濃縮が起こることも懸念される。また、図4より玄海原発の近くには西海国立公園、川内原発の近くには雲仙天草国立公園がある。どちらも多数の島からなる豊かな動植物が多く生息しているが、それらが汚染される。さらに海洋が汚染され、海洋生物の間で生物濃縮が起こる。海洋汚染の範囲は国内に留まらないため、国際問題にも発展し得る。

(3)図5より川内原発の50km先には活火山が多数あることがわかる。巨大噴火が起これば火砕流が原発まで到達する可能性が考えられる。さらに川内原発の沿岸には活断層がいくつも存在し(図6)、周辺は過去に何度も地震が起きている(図7)ため、地震によるダメージや津波の被害の可能性が考えられる。一方、玄海原発の付近には地すべり地形が分布している(図8)。発電所に直接影響を及ぼすことはなくても、発電所周辺の設備に影響が出ることで、事故につながることもある。(861字)

問2



(1) 地層処分場の選定にあたって、建設・操業中のリスクと、坑道を埋め戻したあとのリスクに分けて考える。まず建設・操業中は、施設の損傷やアクセス経路の断絶が起こらないよう、自然災害の少ない地域を選定する必要がある。火山活動によるマグマの直撃を防ぐため、図5の火山堆積物が分布する活火山近傍は避け、地震による破壊や地層の隆起、津波を防ぐために、図6に示された活断層や図7で示された震源分布が多い場所も避けたい。図8の地すべり地形も避けるべきだろう。また、高レベル放射性廃棄物を処分場へ輸送する際に、なるべく住民の生活圏を通らないよう、港からのアクセスが良い沿岸を候補地

としたい。

次に、坑道を埋め戻したあとのリスクを考える。放射性物質が安全な水準になる数万年後まで、保管できる地層を選ぶ必要がある。数万年間の自然災害の有無を予想することはできないが、建設・操業中のリスクと同様、現在分かっているデータから火山や地震の発生する可能性の高い場所を除く。地すべり地形については、地下水が豊富であるため、河川への影響も考えて外すべきである。

以上の条件をふまえて、私は福岡県と大分県の県境付近の沿岸と、熊本県天草市の下島を選定する。

(2) 地下処分場を何万年にもわたって維持するためには、住人の理解と協力が不可欠である。自治体の長や一部の利権関係者だけで進めることのないよう、科学的な知識や賛否の両方の識者からの意見を伝え、公平な調査方法で集められた住民の意向を示すデータが必要だ。

他に必要なデータとして、詳細な地形調査が挙げられる。沿岸であっても、隆起や侵食が起こりやすい場所では、数万年後の安全は保てない。地下深くの岩盤の性質も閉じ込めに適しているかどうかを見極める必要がある。また、将来の掘削可能性のある地下資源が埋まっていないか、放射性廃棄物を載せた船の受け入れと処分場までの運搬を安全に行える地形かどうかも重要である。(809字)